

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則及び奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

奈良県教育委員会規則第九号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則及び奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則

(奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正)

第一条 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表教育政策推進課の項を削り、同表教職員課の項の次に次のように加える。

高校の特色づくり推進課	総務係、高校教育指導係、高校教育改革推進係
-------------	-----------------------

第三条の表学校教育課の項を次のように改める。

学ぶ力はぐくみ課	総務係、義務教育指導係、教育統計係
----------	-------------------

第三条の表保健体育課の項を次のように改める。

健康・安全教育課	健康教育係、学校体育係
----------	-------------

第四条教育政策推進課の項を削り、同条福利課の項第一号中「保健体育課」を「健康・安全教育課」に改め、同条学校支援課の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 奨学給付金に関すること。

第四条教職員課の項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り

下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 教職員の働き方改革に関すること。

第四条学校教育課の項から保健体育課の項までを次のように改める。

高校の特色づくり推進課

一 県立高等学校の特色づくりに関すること。

二 県立高等学校における対話的な学びの実現に関すること。

三 県立高等学校におけるキャリア教育及び実学教育に関すること。

四 地域社会に貢献する人材及びグローバル人材の育成に関すること。

五 県立高等学校の設置及び廃止に関すること。

六 市町村立高等学校及び公立専修学校に係る認可等に関すること。

七 県立高等学校の教育活動における管理及び運営に関すること。

八 高等学校において使用する教科書その他の教材に関すること。

九 県立中学校及び県立高等学校の入学者選抜に関すること。

十 中学校卒業程度認定試験に関すること。

十一 教育に関する調査に関すること。

十二 奈良県次世代教員養成塾（前期）に関すること。

十三 その他県立高等学校における教育に関すること。

学ぶ力はぐくみ課

一 子どものこころのはぐくみに関すること。

二 県立中学校及び市町村立義務教育諸学校における対話的な学びの実現に関すること。

三 県立中学校及び市町村立義務教育諸学校におけるキャリア教育及び職場体験学習に関すること。

四 教育振興大綱の進行管理に関すること。

五 県立中学校の設置及び廃止に関すること。

六 県立中学校の教育活動における管理及び運営に関すること。

七 義務教育諸学校（特別支援学校の小学部及び中学部を除く。）の教科用図書に関すること。

八 学校教育に係る各種振興法に関すること（産業教育施設及び設備並びに高等学校に関するものを除く。）。

- 九 教育に関する統計に関すること。
- 十 教育に関する事務の点検及び評価に関すること。
- 十一 その他県立中学校及び市町村立義務教育諸学校における教育に関すること。
特別支援教育推進室

- 一 インクルーシブ教育の推進に関すること。
- 二 特別支援教育の推進に関すること。
- 三 県立特別支援学校に関すること。
- 四 障害のある幼児、児童及び生徒の就学及び教育相談に関すること。
- 五 その他特別支援教育に関すること。

人権・地域教育課

- 一 人権教育の推進に関すること。
- 二 同和問題に係る教育課題への対応に関すること。
- 三 いじめを生まない環境づくりに関すること。
- 四 社会教育の振興に関すること。
- 五 地域全体での子どものはぐくみに関すること。
- 六 社会教育主事の資格の認定に関すること。
- 七 高等学校卒業程度認定試験に関すること。
- 八 公民館、図書館、博物館その他の社会教育施設に関すること。
- 九 同和問題関係史料センターに関すること。
- 十 社会教育センターに関すること。
- 十一 その他人権教育及び社会教育に関すること。

健康・安全教育課

- 一 運動によることろと身体の発達の促進に関すること。
- 二 児童生徒の心身の健康の保持増進に関すること。
- 三 安全安心な教育環境に関すること。
- 四 学校における食育の推進及び学校給食の充実に関すること。
- 五 その他学校の保健体育に関すること。

(奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正)

第二条 奈良県立教育研究所管理運営規則(平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号

)の一部を次のように改正する。

第三条教育経営部の項第三号中「経験者研修」を「中堅教諭等資質向上研修」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項第七号中「キャリア教育」の下に「及びインターシップ」を加え、同号を同項第六号とし、同項中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同項に次の一号を加える。

九 奈良県次世代教員養成塾（後期）に関すること。

第三条教育情報化推進部の項第一号中「並びに情報教育」を削り、同項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を削り、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える

二 ICTを活用した授業の充実に関すること。

三 教科等における言語活動の推進に関すること。

第三条教育支援部の項を次のように改める。

教育支援部

一 生徒指導及び教育相談（奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）第四条に規定する特別支援教育推進室の所掌に属するものを除く。以下この項において同じ。）に関する調査研究に関すること。

二 教育関係職員の生徒指導及び教育相談に関する研修に関すること。

三 児童生徒等に係る教育相談に関すること。

四 生徒指導及び教育相談に関する指導及び助言に関すること。

五 生徒指導及び教育相談に係る事業の実施に関すること。

六 いじめを見逃さない取組の推進に関すること。

七 不登校・ひきこもり対策に関すること。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。